

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第138号

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年10月6日京都市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の題名の改正規定の次に次のように加える。

第1条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおり」を「午前8時から午後9時まで」に改め、同条各号を削る。

第2条のうち京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則別表第1の改正規定中

「

夜間照明設備（テニスコートのみ）	1面につき1時間	300
------------------	----------	-----

を

」

「

夜間照明設備	球技場	一式につき1時間	1,020
	テニスコート	1面分につき1時間	300

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)